

さいたま市見沼田圃の散歩みちガイド掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、見沼田圃の環境資産等を活用し、協力店及び協力者等（以下「協力者」）を見沼田圃の散歩みちガイド（以下「ガイド」）へ掲載することにより、来訪者の利便性の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載基準)

第2条 ガイドに掲載する協力者は、見沼田圃地域内又はその周辺において営業等を行っており、来訪者に無償でトイレ又は休憩施設等の利用を可能とするものとする。

なお、ガイドへの掲載は無料で行うものとする。

(掲載内容)

第3条 ガイドに掲載する内容は次に定めるものとし、掲載位置は市が定めるものとする。

- (1) 施設等の名称
- (2) 施設等の連絡先
- (3) 施設等の営業日又は営業時間等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載にあたり必要な事項

(掲載内容の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容は、施設等の掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載を行う内容として不相当であると認められるもの

2 前項に規定するもののほか、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準に反する内容については掲載を行わない。

(掲載の申込)

第5条 掲載を希望する協力店は、様式第1号に定める書類を添付し、市長に提出するものとする。市は提出された申込の内容を審査し、掲載又は非掲載の決定を通知するものとする。

(掲載の期間)

第6条 掲載の期間は、掲載の決定を通知してから1年とする。掲載の期間満了後、引き続き掲載を希望する協力者は、様式第1号を市長へ提出するものとする。

なお、掲載期間内であっても、掲載基準に反する場合は市により掲載を削除するものとする。

(事務)

第7条 掲載要領等の事務は、都市局都市計画部みどり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守するものとする。

附 則

この要領は、平成22年 3月23日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

掲載申込書

平成 年 月 日

(あて先)さいたま市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市が発行する見沼田圃の散歩みちガイドへ掲載をしたいので、次のとおり申し込みます。

1 名称

2 業 種

3 営業日・営業時間

4 その他

申込みに当たっては、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準及びさいたま市見沼田圃の散歩みちガイド掲載要領の内容を遵守することに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

6 トイレ又は休憩施設の利用について

【添付資料】施設等の写真、利用できる施設等の位置図